## 川崎市生活保護法施行事務監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関係法令及び通知等のほか、本市における生活保護法(昭和25年法律第144号)第23条に規定する事務監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱による監査の対象は、川崎市福祉事務所条例(昭和26年川崎市条例第50号)により設置された福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)とする。

(実施方針等)

- 第3条 監査は、関係法令及び通知等に基づき、生活保護法の施行事務について 調査し、又は検討するとともに、必要とされる改善のための措置並びに助言及 び指導等を行うことにより、その適正実施を図ることを目的とする。
- 2 監査を適切に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。
- (1) 生活保護法施行事務監査における重点事項
- (2) 生活保護法施行事務監査における主眼事項及び着眼点
- (3) 年間監査実施計画
- 3 前項各号の事項は、国から発出される通知及びこれまでの監査の結果等を勘 案して定める。

(実施体制)

- 第4条 監査は、健康福祉局生活保護・自立支援室職員により構成する監査班に より実施する。
- 2 監査班に班長を置き、班長には係長級以上の職員をもって充てる。 (種類)
- 第5条 監査は、一般監査及び特別監査とする。

(一般監査)

- 第6条 一般監査は、第3条第2項第3号に規定する年間監査実施計画に基づき、 原則として年1回、福祉事務所において実施する。
- 2 一般監査は、厚生労働省が行う監査と同時に実施することができる。
- 3 一般監査における主な検討項目は、次のとおりとする。

- (1) 保護の決定手続及び方法等事務処理の状況
- (2) 個別的援助の状況
- (3) 組織及び職員の配置状況
- (4) 査察指導の状況
- (5) 訪問調査活動及び援助方針の状況
- (6) 民生委員、指定医療機関及びその他関係機関との連携の状況
- (7) その他必要な項目
- 4 一般監査の実施に当たっては、事前に、監査資料の作成を依頼するとともに、 実施期間及び監査担当者等について区長あて文書により通知する。
- 5 一般監査は、主に関係書類の確認及び関係職員からの聴取により実施し、必要に応じ他の適切な方法との組み合わせにより実施する。
- 6 一般監査の結果については、監査の終了前に、関係職員に対し講評を行う。 (特別監査)
- 第7条 一般監査のほか、必要に応じ次の特別監査を実施する。
  - (1) 一般監査において検討又は改善を指導した事項について、当該監査終了 後概ね6か月後に実施する状況確認のための監査
  - (2) 重大な問題が認められる等、一般監査によりがたいと認められる場合の 監査
- 2 特別監査の実施方法等については、実施目的等に応じその都度定める。 (復命書の作成)
- 第8条 健康福祉局生活保護・自立支援室職員は、監査終了後速やかにその結果 を検討し、市長あて復命書を作成する。

(結果の通知等)

- 第9条 監査の結果は、次の区分により区長あて文書により通知する。
  - (1)要改善事項及び要改善ケース 改善を要する状況を、通知するとともに、改善状況について期限を定め文 書による報告書の提出を求める。
  - (2) ロ頭指導事項及びロ頭指導ケース 改善を要する状況を、通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は、健康福祉 局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
  - (川崎市生活保護法施行事務監査実施要綱及び平成21年度川崎市生活保護法施行事務監査実施要領の廃止)
- 2 従前の川崎市生活保護法施行事務監査実施要綱及び平成21年度川崎市生活 保護法施行事務監査実施要領は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に前項の要綱又は要領の規定により行われた手続その他の 行為で現に効力を有するものについては、この要綱の相当規定により行われた ものとみなす。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。